

平成23年度徳島県地方障害者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成23年10月12日（水）
午前10時30分から正午まで

2 場 所

徳島県庁10F 大会議室

3 出席者

【委員】（17名）

富澤彰雄，橋本俊顕，秋田清実，緒方静子，原美智子，森厚子，加藤和輝，
富樫一美，佐々木才子，岡田廣士，西村美希子，山下勝重，久米清美，
平光江，清水博，森敏弘，乾初枝

【事務局】（12名）

障害福祉課（8）健康増進課（1）労働雇用課（1）建築開発指導課（1）
県教育委員会特別支援教育課（1）

4 会議次第

i 開会

ii 協議事項

- （1）障害者施策の動向
- （2）新徳島県障害者施策長期計画及び徳島県障害福祉計画（第2期）の進捗状況について
- （3）新徳島県障害者施策長期計画及び徳島県障害福祉計画（第2期）の見直しについて
- （4）その他

iii 閉会

(発言者)

(発言内容)

会 長

それではこれから議事に入りたいと思います。

はじめに、障害保健福祉の動向について、また、新徳島県障害者施策長期計画及び徳島県障害福祉計画（第2期）の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局

まずは障害保健福祉の動向をお聞きください。障害者制度改革の経緯と理念ということでございまして、障害者の権利に関する条約というものが平成18年12月に国連で採択されております。これにつきまして、日本政府は平成19年9月に署名を行っておりますが、現時点で批准はまだでございまして。この批准を前提といたしまして、法改正が必要ということで障害者基本法の一部を改正する法律等が施行となっております。条約と制度改革の基本的理念といたしましては、障害者の概念を「医学モデル」から「社会モデル」へ転換ということでございます。「医学モデル」というのは、障害という現象を個人の問題としてとらえまして、社会のルールに合わせていくという考え方でございます。「社会モデル」といいますのは、障害を主として社会によって作られた問題とみなし、基本的に障害のある人の社会への統合、社会が障害のある方に合わせていく、選択ができるような社会を構築していくという考え方でございます。他に障害者を保護の対象から社会の平等な位置へ、それからインクルーシブな社会の構築というのが理念でございまして。この障害者制度改革にあたりまして、当事者参画ということで、「Nothing about us, without us!（我々抜きに、我々のことを決めるな）」ということを含め言葉に、現時点で国において障害者制度改革が検討されているところでございます。この当事者参画の仕組みといたしましては3ページをお開きください。障害者制度改革の推進ということで「障がい者制度改革推進本部」、それから「障がい者制度改革推進会議」が行われておりまして、国において検討が進められているところでございます。この中で、障害当事者が参画して検討されているところでございます。この検討の成果といたしまして、4ページ及び5ページに一次意見、二次意見を掲載しております。この中で二次意見、5ページの右下側に「障害」の表記というのがございますが、「障害」の表記は、法令等では当面「障害」を使用、「障がい」や「障碍」を使ったりする場合もあるんですけど、法令等では当面「障害」を利用するという意見も出されているところでございます。

続きまして1ページに戻ります。障害者基本法の一部を改正する法律は、平成23年7月に成立し、8月5日公布となっております。こちらにつきましては、この法律の目的規定や、障害者の定義の見直し、基本的施策の見直し、防災及び防犯、司法手続における配慮等が規定されております。

また「障害者政策委員会」、これは国の機関なんですけども、都道府県におきましては、この「徳島県地方障害者施策推進協議会」、こちらを「審議会その他の合議制の機関」といたしまして、計画・施策の実施状況の監視（モニタリング）を行うことになっております。本県の地方障害者施策推進協議会におきましては、以前から障害者計画の進捗状況等をお知らせしておりますので、従前から実施しているところです。このことについて、詳しくは6ページに記載しておりますので御覧いただけたらと思います。

続きまして2ページ、障害者自立支援法の見直しでございます。障害者自立支援法は平成18年に施行となりましたが、応益負担等たくさんの問題が生じまして、国におきましては、平成24年に新しい法案を通常国会へ提出、それから平成25年8月までの施行を目指すということで検討中でございます。これを実現する一歩といたしまして、平成22年12月3日に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「整備法」というのが成立しております。それによりますと、「利用者負担の見直し」、それから「障害者の範囲の見直し（発達障害者が対象となることの明確化）」、「相談支援の充実」、「障害児支援の強化」、それから、本年10月1日からの施行となりましたが、地域における自立した生活のための支援の充実ということで「同行援護」等がスタートしております。またこの部会の方から障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言といたしまして、新しい法律に向けての提言が示されておまして、この提言を踏まえ、今後国において検討が進められていくこととなっております。これにつきましては7ページ・8ページを後ほど御覧ください。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に関する支援に関する法律」が平成23年6月に成立いたしましたので、こちらの障害者虐待を養護者、福祉施設従事者、それから使用者（労働環境）による障害者虐待と3つにわけまして具体的なスキームを定め、市町村におきましては「市町村障害者虐待防止センター」それから、都道府県におきましては「都道府県障害者権利擁護センター」を設置することとなっております。こちらについては9ページに詳しい資料がございます。

今後の動向といたしましては、先ほど申しました「障害者総合福祉法」が平成25年8月までに施行される予定です。それから、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」が平成25年に法案提出を目指すということもございます。その他にも社会保障と税の抜本改革でございますとか、災害時における障害者への支援等が考えられます。本県といたしましても、今後とも諸制度につきまして引き続き注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

続きまして、【資料1】新徳島県障害者施策長期計画及び徳島県障害福祉計画（第2期）の進捗状況について」により、説明させていただきます。

まず、新徳島県障害者施策長期計画重点施策の進捗状況についてです。

1 ページをお開きください。「第1節 啓発・広報」です。「各種広報媒体を利用した啓発・広報事業」ということで、県が実施しているテレビ広報番組等を活用し、障害者に対する理解と認識の啓発を推進します。平成23年度末目標として、県テレビ広報番組全てに、手話又は字幕を挿入することを目指します。平成22年度実績では、県テレビ広報番組を50本制作し、その全てに字幕・手話を挿入しました。平成23年度実績見込みでは、県テレビ広報番組を50本制作予定であり、その全てに字幕・手話を挿入予定であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「ボランティア活動推進モデル地域の指定・支援」ということで、ボランティア教育に意欲的な地域をモデル地域として指定し、児童・生徒にボランティア活動に対する関心や理解を深めてもらうための取組を実施します。平成23年度末目標として、指定地域として累計で25地域を目指します。平成22年度実績として、累計22地域指定することができました。平成23年度末実績見込みでは累計25地域であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「特別支援教育推進事業」です。特別支援教育コーディネーター、特別支援学級新担任者等、特別支援教育を推進する教員に対する研修会を実施します。平成23年度末目標として、受講者数950人を目指します。平成22年度実績では受講者数が1,399人となりました。平成23年度実績見込みでは受講者数1,200人であり、目標が達成できる見込みです。

2 ページをお開きください。「第2節 教育・育成」です。「特別支援教育推進事業」ということで、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級新担任者等への研修を行うとともに、医師による相談会を実施、また、地域特別支援連携協議会連絡会を実施して市町村における支援体制構築を支援します。平成23年度末目標として、全ての小中学校で個別の指導計画を作成します。平成22年度実績では、全ての小中学校で個別の指導計画を作成しました。平成23年度実績見込みでも全ての小中学校で個別の指導計画を作成予定であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「放課後児童対策事業」です。学校の余裕教室、児童館などを活用し、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の育成・指導を行うための放課後児童クラブで、障害児の受け入れを図ります。平成23年度末目標として、本事業を実施している全市町村で受け入れ体制を整えます。平成22年度実績では、累計16市町村で受け入れ体制が整っています。平成23年度末実績見込みといたしましても同じく累計16市町村で受け入れ体制を整えることができる見込みです。

続きまして、「とくしま特別支援総合サポート充実事業」です。小中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童生徒への支援として、巡回・通級による指導、ボランティアの養成・派遣、保護者相談等を行うとともに、

地域社会への情報発信や交流促進により特別支援教育の理解・啓発を促進します。平成23年度末目標として、全ての特別支援学校で実施することを目指します。平成22年度実績では全ての特別支援学校で実施することができ、平成23年度実績見込みとしても全ての特別支援学校で実施予定であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「進路開拓推進事業」です。特別支援学校の教員が、県内事業所や福祉施設を訪問し、雇用や就業体験についての依頼を行うなど、進路開拓の推進を図ります。平成23年度末目標として、企業訪問回数延べ1,000回を目指します。平成22年度末実績は延べ913回です。平成23年度実績見込みでは延べ1,000回であり、目標が達成できる見込みです。

3ページをお開きください。「第4節 情報・コミュニケーション」です。「障害者交流プラザの利用促進」といたしまして、視覚や聴覚に障害がある人の自立促進を図るため、視覚・聴覚障害者による相談事業、点訳・朗読等による日常生活に必要な情報提供等、各種事業を実施します。平成23年度末目標として、視聴覚障害者支援センターの利用者数で累計50,000人を目指します。平成22年度実績では、累計利用者数39,700人となっております。平成23年度実績見込みでは、累計利用者数が48,500人で、残り1,500人に満たないところですが、各種広報・啓発等を行い、目標を達成できるよう努めます。

続きまして、「第5節 保健・医療」です。「重症心身障害児（者）通園事業」ということで、日常生活動作や運動機能などの訓練・指導を実施するとともに、保護者に家庭における療育技術を習得させるための事業です。平成23年度末目標として、本事業を実施する施設数で7施設を目指します。平成22年度実績では6施設で実施しております。平成23年度実績見込みでも同じく実施施設数は6施設となっておりますが、目標まであと1施設ですので達成できるよう努めます。

続きまして、「難病患者地域支援対策推進事業」です。在宅の難病患者の療養を支援するため、保健所を中心として医療及び福祉関係者の連携のもと、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの適切な提供を行う計画の策定、専門医、保健師、理学療法士等により構成された相談班を設置し、難病医療相談等を実施します。平成23年度末目標として、計画策定数累計570件、相談件数800件／年を目指します。平成22年度実績では、計画策定数累計573件、相談件数476件／年です。平成23年度実績見込みでは、計画策定件数累計600件、相談件数800件／年であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして4ページをお開きください。「難病患者等ホームヘルパーの養成研修」です。難病患者等ホームヘルパー養成研修を開催し、難病に関する知識やホームヘルプに必要な技能を取得したホームヘルパーを養成します。平成23年度末目標として、累計1,548人のホームヘルパー養

成を目指します。平成22年度実績では養成人数が累計1,521人となっております。平成23年度実績では養成人数が累計1,548人であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「精神科デイケア施設の整備」です。精神障害者が地域での社会生活に適應できるように訓練を行う施設を整備します。平成23年度末目標として、累計21施設を目指します。平成22年度実績では累計17施設となりました。平成23年度実績見込みでは同じく17施設となっております。入院から地域生活への流れの中で、毎年1箇所程度の増加を見込んでおりましたが、デイケアの実施については医療機関の経営判断によるところが大きく、目標に至らない原因と考えております。しかし、デイケアだけでなく、ナイトケアの充実が図られ精神障害者の特性や症状に応じた訓練等が可能になったと考えております。

続きまして、「第6節 生活支援」です。「障害者交流プラザ管理運営事業」ということで、障害者交流プラザで行う各種イベントや交流事業等の運営を支援・協力する運営ボランティアを養成します。

平成23年度末目標として、運営ボランティア登録者数累計430人を目指します。平成22年度実績では、登録者数が累計321人となっております。平成23年度実績では登録者数累計456人であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」です。重度の盲ろう者のコミュニケーションを確保し、自立と社会参加を図るため、通訳・介助員を派遣します。平成23年度末目標として、累計で派遣件数2,700件を目指します。平成22年度実績では累計派遣件数2,396件となっております。平成23年度実績見込みでは累計派遣件数2,950件であり、目標が達成できる見込みです。

5ページをお開きください。「第7節 ユニバーサルな生活環境」です。「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の施行の充実」ということで、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例による事前協議で、整備項目を全て満たしている施設を増加させるものです。平成23年度末目標として、適合施設数が累計で400件を目指します。平成22年度実績は、適合施設数が累計339件となっております。平成23年度実績見込みでは、累計347件で目標に達しない見込みです。これは、整備基準を満たすのみでなく、「利用する者の意見を聴くための措置を講じていること」が要件であることと、適合しない場合の罰則規定は設けず、努力規定にとどめていることが伸び悩む原因と考えております。今後、様々な機会を通じて交付施設については、県ホームページに掲載していることを周知し、県民への企業のイメージアップや社員の意識向上に繋がる点を周知し、目標に向けて全力で取り組んでみたいと考えております。

続きまして、「広域的・幹線的生活バス活性化事業費補助金」というこ

とで、バス事業者が行うノンステップバスの導入に対し補助を行います。平成23年度末目標として、累計で導入台数87台を目指します。平成22年度実績では、導入台数が82台となっております。平成23年度実績見込みは導入台数が87台であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、「第8節 スポーツ・レクリエーション及び文化」です。「障害者交流プラザ管理運営事業」ということで、障害者交流プラザの利用促進でございます。障害のある人の体力の維持・向上を図るため、各種のスポーツ、レクリエーション教室等を開催します。平成23年度末目標として、障害者スポーツセンターの利用者数が累計で382,000人を目指します。平成22年度実績では、利用者数318,186人となっております。平成23年度実績見込みでは利用者数386,000人であり、目標が達成できる見込みです。

6ページをお開きください。「障害者交流プラザ管理運営事業」です。障害のある人の心身機能の維持改善、教養・生活の質の向上を図るため、各種の文化・芸術等の創作活動を支援します。平成23年度末目標として、障害者交流センターの利用者数が累計で284,000人を目指します。平成22年度末実績では、利用者数241,290人となっております。平成23年度実績見込みは利用者数294,500人であり、目標が達成できる見込みです。

続きまして、7ページからは徳島県障害福祉計画（第2期）の進捗状況についてです。

障害福祉計画は、主に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を定めた計画で、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定するものです。計画期間は平成21年度から平成23年度までの3年間です。県の障害福祉計画は、各市町村を通ずる広域的な見地から策定するため、障害保健福祉圏域を設定し、東部・南部・西部と、3つの障害保健福祉圏域に分かれています。

それでは、目標値についてです。大きく3つの目標を立てています。

1つめは、7ページ、点字資料では6ページ上から始まります。「福祉施設入所者の地域生活への移行」です。施設入所者が家庭、グループホーム・ケアホーム等に移行できるよう障害福祉サービスの提供、基盤整備を行うことが取組の方針です。目標といたしまして、平成17年10月1日の福祉施設入所者1,583人のうち、397人が地域生活へ移行し、100人を削減することを目指します。地域生活への移行者数は平成22年度で289人であり、目標まで108人と想定どおり進んでいると考えております。入所者数については、66人増えています。地域生活に移行された方の後に、新規で入所される方がおり、待機者も現状では180人程おりますが、新体系への移行期限である本年度末に向けて、グループホーム・ケアホームを整備し、必要なサービスを提供していくことで入所者数削減の目標も達成できる見込みです。

2 つめは、「退院可能精神障害者の地域生活への移行」です。ここでは、実績を示しておりません。退院可能精神障害者の減少に関する事項については、現在、国において、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、検討中であり、この結論が出るまで、数値は現状のままとするよう国の指示があるためです。続きまして退院促進支援特別対策事業による減少者及び実施箇所数でございます。点字資料では10ページの下段になります。平成21年度、平成22年度の実績からすると、平成23年度目標達成に向けては少ない数字となっております。保健師等が各病院に働きかけているが、本事業に該当する精神障害者が少ないのが原因だと考えております。また、退院促進支援特別対策事業の研修会の延参加者及び実施箇所数については概ね想定のとおりであると考えており、23年度の目標達成に向けて努力してまいります。

8ページをお開きください。点字資料は14ページ上段から始まります。3 つめは、「福祉施設利用者の一般就労への移行」です。目標は、平成17年度における一般就労への移行実績62人の1.9倍となる116人の就労移行を目指します。全体を通して、目標の約3割程度となっている。この原因について、国が相当高い目標数値を示し、市町村にも同様の呼びかけを行ったもので、相当高い目標を設定した結果と考えています。障害者の自立にとって、就労は非常に大きな課題であることを認識し、平成19年度に障害者雇用を促進するための「とくしま障害者雇用促進憲章」を策定し、本年3月には「とくしま障害者雇用促進行動計画（第2期）」を策定し、具体的な取組について記載しているところです。また、障害福祉課においても、県内の障害保健福祉圏域において、就労支援ネットワーク強化・充実事業を実施し、就労に向けて各機関が連携して情報の共有化を図るという取組を実施しております。こうした取組から、一般就労へ移行した人数は増加傾向にあり、引き続き目標に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、新体系サービス及び指定相談支援についてです。9ページをお開きください。点字資料では19ページ上段です。

障害福祉サービス体系は大別して「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分かれます。ここでは、自立支援給付における各年度の見込みと実績を比較しています。実績は、全体的に、概ね想定どおりと考えております。しかし、10ページ下の表、点字資料では34ページの中ほど「4 指定相談支援」が見込みと比べて実績が少ない数字となっております。国は、市町村の障害福祉サービスの利用者のうち、1割がこのサービスを利用すると想定していましたが、現実には、個々のサービス事業所でサービス利用計画を作成するなどにより解決しているケースが多いことが原因と考えています。

続いて、11ページをお開きください。点字資料では36ページ上段から始まります。年次毎の事業所（施設数）の見通し・必要入所定員総数に

ついてです。これについても概ね想定どおりの結果だと考えております。ここでは詳細な説明は割愛させていただきます。

続いて、15ページをお開きください。点字資料では59ページから始まります。地域生活支援事業についてです。地域生活支援事業も概ね想定どおりの結果であり、順調に事業を実施できたと考えているところですが、目標に対して数値が低い事業があり2点挙げさせていただきます。

1つめは、「発達障害者支援センター運営事業」です。15ページの最初の表、点字資料では59ページ上段です。相談件数は年間600件程ありますが、資料に掲載している数値は、実利用者数を記載したものです。「発達障害」が教育現場等でも認知されはじめ、センターでは困難事例のみを扱うことが多いことが原因と考えています。

2つめは、「障害程度区分認定調査員研修事業」、資料の16ページです。点字資料では66ページ中ほどです。各年度とも実績が見込みの3割程度となっていますが、これは、障害者自立支援法が施行された平成18年度と、翌年度の平成19年度で多くの方が受講し終えたことが原因と考えています。

以上、新徳島県障害者施策長期計画の進捗状況及び徳島県障害福祉計画（第2期）の進捗状況について説明させていただきました。

会 長

数値目標を到達したのもあれば、あと少しのところもございました。それではそれぞれの委員さんのお立場から御意見・御要望・御質問等をよろしくお願いいたします。

はいどうぞ、お願いいたします。

〇〇委員

要望のような形になるんですけども、前の会するときも意見を出したんですが、障害者交流プラザができて障害者は非常に喜んでおりますし、利用度も非常に高い。私はそこにいる関係でよく知っておりますが、プラザを利用するのは周辺の人なんです。南部や西部に住んでいる人は来られないわけです。それで1つの案として、福祉バスで体験という形で何回か西部方面と南部方面で利用したいという人を募りまして、そして検証を兼ねて実施していただければ平等に利用できるんじゃないかと思えます。なかなか池田のほうからプラザへ通うのは難しいですよ。地域の方は非常に喜んで温水プールやトレーニングセンターを利用しておりますけれども、やはり離れたところに住んでいる人は不便です。そういったことも考えていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

会 長

はい、それでは事務局申し上げます。

事務局

〇〇委員からお話があった福祉バスの活用等の件でございますけども、

障害者交流プラザは昨年の7月で50万人という非常に多くの方に御利用いただいております。障害のある方・ない方が交流する場所として非常に機能していると考えており、少し安心しているところでございます。〇〇委員がおっしゃったように、確かに県西部の三好・旧山城・祖谷などから徳島市内に来るとなると、移動に半日はかかってしまうということもあって、理想を言えば西部に市町村体育館を利用したプラザに似たような施設があればいい、あるいは南部の方にもあったらいいと思いますが、国・県・市町村を含めての厳しい財政状況というのもございまして、〇〇委員から提案があったような方法というのは非常に現実的なものと思います。福祉バスについては、活用の方法にいろいろ制限がありますが、県では、「県政バス」というのがございまして、県の様々な施策であるとか、あるいは施設等を理解して見ていただくために機能するという広報のバスでございまして、そういったものも活用できるかどうかを含め、そういった研修にぜひとも県内各地の方が参集していただければと思っておりますので、もう少し検討させていただきたいと思っております。

会 長

はい、ありがとうございます。障害者交流プラザについては、徳島科学技術高校の生徒がよく利用しているのを見かけますが、城北・城ノ内高校の生徒はあまり見かけない。やはり近いところだから利用するのだろうと思いますね。私も時々ボランティアグループでプール等を利用させていただいておりますが。他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

〇〇委員

先ほどの、障害者交流プラザのことです。資料1の「第4節 情報・コミュニケーション」のところなんですけど、「2 情報提供の充実」というところの事業内容で視覚や聴覚に障害がある人の自立促進を図るため、各種事業を実施するということですが、この重点施策全体のなかで「障害者」という文字はたくさんあるんですけど、「肢体障害」という文字は1箇所もないんですけど、具体的に肢体障害者に対する支援というのは何があるのでしょうか。特に障害者交流プラザは団体で登録して利用する人数は計上できていると思うんですけど、肢体障害の人が利用できる事業がないように思うんです。生活の自立支援というのが、肢体障害者については具体的な訓練施設も障害者交流プラザにはありませんし、前から要望としてお聞きしているんですけど、肢体障害者の方が行って何をやるのかということで、利用できるものが欲しいです。具体的には、障害者交流プラザができるときにプールを見学したんですけど、実際に重度の人がプールを利用するのも自分で介助者を見つけるということになりますと、なかなか億劫です。例えば、ガイドヘルパーさんに同行してもらっても、重度障害者の方に対する水中での対策が付き添いでどれだけできるかというこ

とになりますと疑問ですし、視覚障害の人の歩行訓練なら付き添って、転ばないようにすれば大丈夫でしょうけれども、具体的にどのようにして利用したらいいのかというのが1点です。

事務局

プラザの活用について、障害区分というか障害種別というのでしょうか、肢体不自由であるとか、あるいは知的障害など色々ありますし、身体障害の中にも肢体不自由とか内部障害等いろいろあります。今、肢体不自由の場合に使うメニューで利用できるものがないというお話だと思えますけれども、とりあえず今この計画の話で申しあげますと、全体の基本計画という大きい部分、障害者計画という部分ですね。これについては、障害者交流プラザの利用が順調にすすんでいると、スポーツセンターもそうですが、全体で順調に活用がすすんでいるというデータしかありません。と言いますが、利用者数の計算は、入口で職員がカウンターを押しているんですね。カウンターで押して計算した人の数ですので、どういう障害を持たれた方が利用されているかについては、一目ではなかなか分からないところがあります。ですから〇〇委員がおっしゃったように、自分としてはなかなか使える場所がない、メニューがないと思うところがあると思いますが、また違った活用の仕方をされている可能性もあると思います。そういったところで、正確には個別の障害種別ごとに数字を出すのは難しいと思います。後半の話で、どんなメニューがあるのかというところは、担当から説明します。

障害者交流プラザですが、本年度で7年目になりまして、大分定着してきたと考えております。御存じのように、障害者交流プラザには3つの機能がございます。1つめが「障害者交流センター」2つめが「視聴覚障害者支援センター」、3つめが「障害者スポーツセンター」でございます。情報関係の支援ということで、これにつきましては視覚障害の方と聴覚障害の方を対象とした情報支援を実施しているところでございます。これは、2つの障害（視覚障害と聴覚障害）の方に特化したものになっておりまして、残りの2つにつきましては、障害のある方もそうでない方も、皆さん一緒に活用していただける活動と交流の場として御利用いただいているところです。具体的なメニューのところ、そもそもが活動と交流の拠点という趣旨からしまして、障害種別に特化したというかたちではメニューが提示されておりません。例えば、障害者交流センターでやっております芸術関係の講座でありますとか、ワークアートルームでありますとか、スポーツルームも障害種別に特化はされておきませんが、障害のある方が利用される施設であるということで、窓口対応でいろんな配慮はさせていただいております。先ほどのプールの件につきましても、御利用の際にいろいろとお困りの点があるとお聞きしましたので、それにつきましては、指定管理事業者と協議して検討させていただきたいと思っております。それから、細かいところで、個別メニューの要望・提案があれば、お話を聞

かせていただけたらありがたいと考えております。

会 長

はい、よろしいでしょうか。できるところは今すぐにでもできる、活かすところは、次年度以降の新しい計画の中に検討課題とするということによってよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

〇〇委員

ただ、1文字も「肢体障害」という言葉がこの中にないので、外されているような気がするのです。それと、資料1の7ページのことに関してなんですけども、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということで各施設入所の定員が減らされているんですけども、これも肢体障害者の場合、施設から退所する、特に重度の車椅子の人が退所できるグループホームとかケアホーム等があまりないと思いますが、定員を減らすといっても退所後に生活できる場所がないというこの現状はどのようになっているのでしょうか。知的障害の方のグループホーム・ケアホームはたくさんあるし、そういったグループホーム等も定員4名以上といっても車椅子の方が4名以上だったらとてもじゃないけど生活できない。4人中1人くらいしか住めず、現実的に一箇所朝・夜のトイレや洗面所等を使うのに時間もないです、介助の時間も同じとなると、夜勤の職員さん1人で車椅子の方4人を担当するのは無理と思うので、1人くらいしか住むことができず、現実的に対象となるグループホームがないように思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

会 長

はい、お願いいたします。

事務局

グループホーム・ケアホームの話ですが、基本的に地域移行ですね、入所施設から地域へ、皆さんで地域で障害のある方を支えるという流れが当然あるわけがございます。現在、県内には20程のグループホーム・ケアホームがあります。実はここ10年くらい、平成12、13年から10年ぐらいはグループホーム・ケアホームというのは財政状況が厳しく、県として補助金を出せる状況になかったんです。その代わり、今はそうではないんですが、これまで平成12、13年まで入所施設を相当充実させてきたという経緯があるようです。基本的に、今の流れとしては、地域移行ですので、今おっしゃったようなグループホーム・ケアホームというのが流れだと思います。本年6月に補正予算を組みました。その中でも、グループホーム・ケアホームの予算を計上することができまして、県としても地域移行という流れを作っておりますので、現時点では20ほどと数が少ないという感想を持たれるかもしれませんが、ここから次の計画を踏まえながらしっかりと対応していきたいと考えております。

〇〇委員

それとですね、グループホームの形態は、夜間に生活をする所で、日中は外出していることになっていて、職員さんもいない。ある程度重度の人でもグループホームに住むのであれば、それは適切ではないとか、グループホーム・ケアホームというのは高齢の障害者はどうなるのだろうか、知的障害の若い人が、日中に仕事や作業所に行ったとしても、いつまで働けるのかという疑問があるんです。

会 長

御意見ということで、よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

〇〇委員

お願いがあるのですが、障害者のサービス料金の1割については、国が軽減措置を設けたのですが、このとき、総合福祉部会で厚生労働省とかなりのやり取りがあって、厚生労働省が、障害者は障害という部分において他の人と対等でない、他の人とは健常者を指していると思いますが、例えば、所得においては仮に年収が5000万円あって対等であるとしても、障害を理由に社会的な差別を受ける、視覚や聴覚等の障害のために情報不足があるということで、対等ではないとしたため、1割負担の軽減があったと聞いております。そういうことも含めまして、障害福祉の理念をしっかりと踏まえた上で今後の施策を考えていただきたい。前々からお願いしておりますが、これからの障害福祉は、施設ではなく、在宅福祉を充実していかないと、在宅の福祉が進んでいかない。施設整備に多くの財源が充てられているように感じますので、次期計画では在宅の福祉をしっかりと考えていただきたいと思っております。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。見直しということで次の計画で反映させるということでよろしいでしょうか。他に特に今の2つの議事について御意見・御感想等ございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

それでは議事の3番目、2つの計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

見直しについて簡単に説明させていただきます。【資料2】「新徳島県障害者施策長期計画及び徳島県障害者福祉計画（第2期）の見直しについて」を御準備ください。

まずは「新徳島県障害者施策長期計画の見直しについて」でございます。

現行の長期計画の概要を申し上げます。資料3ページ、点字資料5ページの4行目からです。こちらの長期計画につきましては、根拠規定が障害者基本法第11条第2項の規定、障害者基本計画にあたるものでございま

して、都道府県が作成するものでございます。計画の基本的な考え方といたしまして、4ページ点字資料7ページ3行目。「ユニバーサルなまちづくりの推進」、「利用者本位の支援」、「障害の特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」ということを基本的な考え方として挙げております。5ページ、点字資料10ページ3行目でございますが、「施策体系」となっております。この中で、目標としまして、「みんなが輝く地域社会を目指して」ということで、先ほどの4つの基本的な考え方、そしてその中で、「啓発・広報」ですとか、「教育・育成」等といった部門を設けまして、施策の方向をそれぞれお示ししているところです。

次期都道府県障害者計画策定について、6ページ、点字資料14ページでございます。こちらは、まず国の障害者基本計画を基本といたしまして、次期計画の施策体系につきましても、現行の計画を継承するという方向で考えております。前回の策定時に国の「重点施策5か年計画」というものが踏まえられていませんでしたので、今回は国の「重点施策5か年計画」を反映するということといたしまして、それ以外に、障害者基本法の一部改正や障害者虐待防止法等の新たな理念・規定を反映させるということで考えております。具体的なものにつきましては、8ページに別紙1としてお示しさせていただいております。点字資料の19ページ2行目からでございます。「新たな理念・規定の反映及び重点施策の見直し」というものでございますが、こちらにつきましては事務局の方で障害者基本法ですとか障害者虐待防止法等のエッセンスを取りまとめたものでございますので、これに加えまして委員の皆様から御意見を賜ればと思います。新たな規定・理念の反映といたしまして療育等の項目をあげさせていただいております。それから障害者虐待防止法の反映、重点施策の見直しといたしましては、施設利用者の工賃アップですとか、障害者雇用の促進、それから来年4月から小松島市に移転する「発達障害者支援センター」の就労支援件数等が考えられると思っております。

元に戻りまして、資料6ページ、点字資料15ページでございます。重点・主要施策の実施計画は現計画と同様、別冊として作成し、毎年度末に見直し、本協議会におきましてモニタリングを行っていただくということで実施したいと考えております。それから県民の方々に本計画をわかりやすく広報するための概要版の作成、それから徳島県障害者福祉計画との整合性を図ること等は前計画と同様でございます。次期計画の名称でございますが、案といたしまして、「徳島県障害者施策基本計画」と考えております。副題といたしましては、目的でもあります「みんなが輝く地域社会を目指して」を考えております。

また、計画期間につきましては6年間と考えております。この考え方につきまして、点字資料では17ページでございますが、早期に計画を見直すことができる、それから、現行の障害福祉計画と期間を一致させる、さらに、平成25年8月の施行を目指しております障害者総合福祉法で策定

することとなる障害者総合福祉計画（仮）、こちらは計画期間が5年の予定ですが、平成25年度から計画期間を起算すると仮定した場合に、計画期間を一致させることができると考えておりますので、6年間と考えました。

次に、徳島県障害福祉計画（第2期）の見直しについてでございます。10ページをお開きください。点字資料21ページ3行目からでございます。障害福祉計画につきましては、障害者自立支援法で規定されている計画でございます。計画期間につきましても3年間と国で定めています。現計画の概要といたしましては、資料11ページ、点字資料は25ページから記載していることに関して説明させていただきます。

資料11ページの下から3行目、点字資料27ページ上から3、4行目に数値目標といたしまして3つ挙げております。施設入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指す、それから精神科病院の入院患者のうち、受け入れ条件を整えば退院可能な精神障害者の解消を目指す、それから平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目指すということでございます。

徳島県障害福祉計画（第3期）の考え方でございます。12ページ点字資料29ページをお開きください。この基本的な考え方につきましては、国の示すとおりでございますので、変更等はしないと考えております。それから期間につきましても3年間、数値目標の設定につきましても基本的には国が示すとおりです。それから、都道府県においてこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するということになっておりますので、まずお示しさせていただいておりますのは、国から示された数値ということで、それに対して委員の皆様方から本県の実情に応じた御意見を賜りたいと考えております。具体的な数値目標については別紙2、資料15ページ、点字資料は43ページに示しております。こちらは、多岐にわたりますので紹介は割愛させていただきますが、このような数値目標をもとに考えているということで御承知いただければと思います。

それから考え方①②③ということで、先ほど申しました目標が示されております。それから「3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法」ということで13ページ下、点字資料では35ページからということになっておりますが、こちらの方も基本的には変更しないということで実施計画を策定する予定でございます。それから18歳以上の障害児施設入所者につきましては、障害者自立支援法で対応することになりますが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標やサービスの見込量等設定の場合は、児童福祉法の改正により、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させるとした施設を除いて行うものいたします。

それから資料14ページ、点字資料39ページ中ほどですが、先ほど申しました整備法により平成23年10月1日から創設される新たなサービスの見込量につきましては、国からこの表のように示されておりますので

それを踏まえて考えていくことになっております。

「4 その他」でございますが、資料14ページ下段、点字資料は40ページ中ほどからですが、自立支援協議会の意見も今回の障害福祉計画の策定でお聞きするということになっております。それから来年度から障害児に係るサービスが一元化されますので、利用定員等についても見込みを立てることとなっております。それから障害者計画（新徳島県障害者施策長期計画）の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する実施計画という位置づけでございますので、相互に調和のとれた計画とするということになっております。

それからタイムスケジュールにつきまして、資料を提示させていただいております。本日の協議会で計画見直しの方針に対する御意見を賜りまして、その方針を基に計画案を事務局で作成いたしまして、12月中旬に第2回の協議会を実施させていただき、具体的な計画案について御検討いただきたいと考えております。その後、一般県民に対してパブリックコメントを実施いたしまして、そのパブリックコメントや自立支援協議会等の意見を踏まえまして、最終案を作成し、3月下旬に、再びこの協議会で最終審議をいただいて、平成24年4月から新計画の推進ということを考えております。説明については以上でございます。

会 長

はい、事務局から説明を頂きました。2つの計画がございます。タイムスケジュールもお手元にあるかと思いますが、12月の中旬にこの会議の第2回がございます。それまでに計画案作成となっておりますので今の説明・お手元の資料等で委員の皆様から御意見、あるいは御提案よろしくお願いいたします。

〇〇委員

以前から自立支援協議会の中に障害のある当事者を参入させていただきたいということをお願いしてあるんですが、前々任の課長さんから、それは可能であるという回答を頂いております。転任されたのでそのままになっておりますが、現課長に是非これを実現させていただきたいのですが、自立支援協議会への当事者参入ということをお願いしておきたい。障害保健福祉の動向ということで、「我々抜きに我々のことを決めるな」と記載されておりますので、是非これを早急に実現させていただきたいと思っておりますのでお願いします。

それからもう1点、「同行援護」がこの10月1日からスタートしておりますけれども、この中でサービスの支給度が、県の説明が悪いのか市町村の受け取り方が悪いのか、各市町村によってまちまちです。私が厚生労働省の専門官から聞いた話では、県の責任はお聞きしてないんですけども、各市町村の支給量の出し方が間違っているのではないかと考えています。それは視覚障害においては障害程度区分表を用いないとしているのに、用いて身体障害を伴うという条件を付けているんですね。このあたりを各市

町村に調査をしていただきまして早期に手直しをしないと、これは自立支援給付、義務的給付ですから。移動支援事業の場合は、地域生活支援事業で交付金ですから、市町村長がサービス量を独自に決定してもいいということになっております。自立支援給付は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担と決まっておりますが、これは各都道府県、あるいは市町村が独自にサービス支給量を決めてもよいのでしょうか。このあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

事務局

はい、2つのことについてお願いいたします。

まずは1点目。自立支援協議会に障害のある方が参加するという話ですが、前々任の課長と話が進んでいたということですが、障害保健福祉の動向にありましたように、国の流れは、とにかく当事者を抜きにして考えるのではなく、当事者の皆さんに参加していただいて、しっかりと障害者施策の枠組みを決めていくという方針で動いております。国でも、「障がい者制度改革推進会議」の構成員は、障害当事者の方が半分を占めるという、それが当然のような世の中になりつつありますので、そういった視点は都道府県、もちろん市町村も同様と思っております。そのような流れの中で、今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、その件については、近い将来結果が出るのではないかと考えております。

もう1点、本年の10月1日から新たに「同行援護」という制度がスタートしております。これについては、県の説明が悪いのか、あるいは市町村の受け取り方が悪いのか、様々な場合があります、一概には言えないのですが、いずれにしても現場が混乱しないように正しい形で制度がしっかり動くように整備をしていきたいと考えております。1番困るのはこの制度を利用する皆さんですので、それだけはあってはならないと思っております。とにかく早急に、もう一度市町村との話も含めて、一度整理させていただきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。他に御意見ありませんでしょうか。

〇〇委員

障害者自立支援法が5年前に施行されたとき、制度内容が非常に複雑であったし、さらにその後には何度か一部改正されて、それに対応するのが精一杯で、特にどう相談していいのか非常に分かりにくいというのがございました。今度、障害者総合福祉法ができると、また大きく変わるのでないかと思っておりますけれども、皆様方の相談支援のお役に立てればと思っておりますのでよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。他に委員の方々からいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

事務局

今説明がありました、新徳島県障害者施策長期計画と徳島県障害福祉計画ですね。何年かに一回変わりますので簡単に申し上げますと、新徳島県障害者施策長期計画というのは県の基本的な計画です。長期の基本計画ということで、5年間あるいは10年間で、障害者施策をどう進めていくかを決めるのが新徳島県障害者施策長期計画です。徳島県障害福祉計画は全部を網羅しているように聞こえますが、これは国で決められた計画の名称で、先ほどの長期計画の上に位置するような計画に聞こえるのですが、そうではなく、平成18年度から施行された障害者自立支援法の中で、実施計画として障害福祉計画を作成するという規定があります。その計画期間は3年間というのが基本で短期の実施計画になるわけです。今御検討いただくのは、障害者施策長期計画という、まさに県のこれからの5年、10年の方向・流れを反映していくというのが今回の我々の役目だと思っております。そして、その下に位置し、障害者自立支援法に基づく個別のサービス量等の今後の見込みを定めたのが障害福祉計画と考えていただけたらと思います。さらに申し上げますと、障害福祉計画というのは、国から目標値、障害福祉サービス見込量の考え方が示されます。ですので、地域の実態と乖離した数値にならざるを得ないことがあります。我々はこういう審議会を通じて、その部分を県の実態に応じたものにしていくというのが役割と考えております。一方で、障害者施策長期計画、今後の流れを踏まえるという部分ですけれども、これは最近国に動きがあり、障害者基本法が一部改正されまして、選挙等における配慮でありますとか、消費者としての障害者の保護もしっかり行うという、日常生活に係る細かな施策まで提示されています。さらに、障害者の定義に「発達障害を含む」という文言が追加され、初めて基本法の中に定めたというところが大きいところかと考えております。そういう大きい枠組みの中で、この協議会において御意見を頂いて、心のこもった計画にしていきたいと考えているところがございます。急に御意見と言っても難しいと思いますので、今日の資料をまず御覧いただいて、実際の自分の感覚と照らし合わせ、この協議会後も障害福祉課にお話をいただければ、会長にもお話をするようにしますので、どうぞ御遠慮なくお話いただけたらと思います。少し説明の補足をさせていただきました。

会長

ありがとうございました。それでは他に御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

〇〇委員

障害者相談支援事業者について伺いたいことがあって、たくさん事業者があってその中で指定委託事業者というのがあるんですけども、委託事業者と委託ではない事業者というのはどう違うのかということと、委託というのは各市や郡で3つずつになっているんですけども、徳島市は3箇所

ということで、それぞれで施設併設などで行っているんですけども、肢体障害の施設にも知的・精神全部の相談を受けるということになっていて、全部の事業者が全部の障害者を受けるということになってるんですけども、もう少し専門性を持った方がいいのではないかとということと、例えば、相談員が1人しかいなくて1人休んだら相談ができないという状況なんですけれども、徳島市に住む人間としては専門性もないし委託事業者が3件しかないのは、人口割りからすると少ないのではないかとということと、1つの事業所が対応しなければならない人数が多いのではないかと思いますので、人数を増やしていただきたいという要望です。

会長

では、分かる範囲でお願いします。

事務局

今の指定障害者相談支援事業、これは市の事業ですね。市が直接実施できればいいんですが、専門的な見識を持たれた方がいらっしゃるセンター・施設に委託するというので、委託事業というのは基本的に市が行っている事業と考えていただいて結構なんですけど、おっしゃるようにどれだけの体制を整えているかというのは分からないという部分があります。そういった場合は徳島市も複数お願いしているということがあるんですけども、そういった部分について情報不足の感はありますので、補足できるものがあれば検討していきたいと思います。このあと細かいお話をさせていただければと思いますので、会議が終わりましたらまた詳しくお伺いします。

〇〇委員

相談員のことなんですけど、地域主権改革の法律が成立し、身体障害者相談員・知的障害者相談員に関する事務が来年4月から市町村に移行することになりました。県では、既に市町村に通知していると聞いておりますけれども、我々障害者団体としては、現在、各市町村長に水準を確保するよう要望活動を行おうということにしておりますが、今後各自治体によって格差が出てくると思います。それと相談員というの、今かなりの数があります。それを絞り込んで、本当に相談員として活躍できるような方法を考えなければならない。今のところ本当に各市町村に2、3人いるわけですが、1回も相談がないという人も中にはいるんです。前回190人ぐらいいたのを2、3年前に160人に減らしました。町や地域がまとまっているところならいいんです。西部に行くと祖谷の方から山城の方まで山間部も担当範囲となる。そういうところに1人や2人ではとても対応できない。最近電話があるので電話でも相談できるが、やはりある程度は配置してほしいとって怒られているんです。けれども各市町村で障害者の当事者で何人か相談員で実際に活躍できる人を選んで、市町村に事務を移行したら講習等も市町村が主催することになるとと思いますが、相談員の研修は今までどおり、県で実施していたような研修を今後も続けてほしい。こ

れを私は強く要望したいと思います。というのは、やはり地区ごとではなく、徳島県で指導者が集まって研修を受けるということによって全体的なレベルアップができるのではないかと、それをここで打ち切って各市町村で行うということになると大変なことになる。レベルが統一されないと思います。それで今後の計画に盛り込み、1回、2回東部・西部・南部に分けて今後研修を続けて欲しいという要望です。よろしくお願ひします。障害特性に応じた相談員を養成していただきたいと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。その道をよく知っている人ということですね。

それでは、時間になりましたので、本日の議題を全て終了することとします。先ほど障害福祉課長からお話がありましたように、第2回が12月中旬に予定されておりますので、本日の協議会のお話と資料をまた見ていただきまして事務局に御意見等を寄せていただき、事務局で2つの計画の原案を作成していただきまして次回の会議でそれを検討をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今回の協議会に関する議事録の公開内容につきましては私と事務局に一任していただくことでよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。それでは最後に事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局

本日は御多忙中、長時間にわたり熱心に御義論・御審議いただきまして本当にありがとうございます。皆様方から賜りました御意見・御提言を踏まえまして両計画の作成作業を進めてまいりたいと考えております。さらに、本日頂いた御意見・御提言については、国に対して政策提言・重要要望を行い、先ほどありましたように、相談員の件等については、市町村に対して促すべきこともしっかりと行っていきたいと思っております。そして会長からもお話がございましたが、次回の協議会は12月中旬頃を予定しております。この際には、2つの計画の素案を提示できると考えておりますので、その審議をお願いしたいと思っております。本日は大変ありがとうございました。